平成３０年（フ）第７８号
北海道帯広市西16条北２丁目45番５号
債務者　川原　恵美（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
山口県防府市大字新田261番地の15
債務者　飯田　　愛
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年10月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８７５号
札幌市西区発寒11条６丁目６番２―102号
債務者　船地　拓也
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８８１号
札幌市中央区宮の森２条10丁目１番10号
ディードエル宮の森303号
債務者　濱野奈津子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９３４号
札幌市白石区菊水４条３丁目１番20号　ベルラＳＡＰＰＯＲＯ―102号
債務者　中村　伸仁
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９４７号
札幌市南区豊滝１丁目１番16号
債務者　泉澤　沙紀
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９５６号
札幌市西区平和２条10丁目５番14号
債務者　大友　琴美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９６１号
札幌市中央区北１条西20丁目２番16―804号
債務者　安部　広子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９６８号
札幌市東区東苗穂１条２丁目６番10―16号
債務者　花井　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９８０号
北海道北広島市朝日町２丁目５番地７　スマイリングフェイス202号
債務者　長谷　清美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９８５号
札幌市北区北22条西４丁目１番２―503号
債務者　志茂　　亘
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１０３号
釧路市文苑３丁目24番６号
債務者　古川　成美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１１９号
釧路市紫雲台１番１号
債務者　高橋　武子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１６９号
盛岡市馬場町10番３号　馬場荘206号
債務者　須貝　桂子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第４３号
福島県会津若松市花見ケ丘２丁目７番10号
債務者　齋藤　隆男
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
福島県会津若松市花見ケ丘２丁目７番10号
債務者　齋藤　真弓
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
福島県会津若松市石堂町７番17号　コーポ石堂201、前住所福島県会津若松市城北町７番１号　エステート城北202号室
債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第３７２号
大阪府羽曳野市古市６丁目26番４号
債務者　泰中吉由紀
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係